

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 19 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600831号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700099号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成14年2月4日から平成19年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成14年2月から平成15年3月までは18万円から24万円、同年4月から8月までは18万円から26万円、同年9月から平成16年8月までは17万円から26万円、同年9月から平成17年8月までは17万円から28万円、同年9月から平成18年8月までは18万円から30万円、同年9月から12月までは18万円から32万円、平成19年1月から6月までは18万円から28万円とする。

平成14年2月から平成19年6月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年2月から平成19年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月18日は10万円、平成16年12月21日は15万円、平成17年12月20日は10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成16年12月21日及び平成17年12月20日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月18日、平成16年12月21日及び平成17年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成14年2月4日から平成19年7月1日まで  
② 平成15年12月  
③ 平成16年12月

#### ④ 平成 17 年 12 月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間②から④に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録となっていない。各請求期間の賞与支払明細書を提出するので、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

また、勤務していた平成 14 年 2 月から平成 19 年 6 月までの標準報酬月額の記録が、当時の給料と比べ低いと思う。保管する給与支払明細書を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された A 社の給与支払明細書により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、同記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から平成 14 年 2 月から平成 15 年 3 月までは 24 万円、同年 4 月から平成 16 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から平成 17 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から平成 18 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 12 月までは 32 万円、平成 19 年 1 月から 6 月までは 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者に係る請求どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては資料がないため不明である旨陳述しているが、請求者の上記給与支払明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②から④について、請求者から提出された各請求期間の賞与支払明細書、市民税・県民税特別徴収税額通知書及び同僚の賞与支払明細書により、請求者は、各請求期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までに係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる賞与額から請求期間②は10万円、請求期間③は15万円、請求期間④は10万円とすることが必要である。

また、各請求期間の賞与支給日については、請求者に係る預金取引履歴明細表又は同僚のオンライン記録における賞与支払年月日から、請求期間②は平成15年12月18日、請求期間③は平成16年12月21日、請求期間④は平成17年12月20日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述及び回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。